

(小規模保育事業A型、B型)

公 定 価 格

(凡例)

以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

番 号	関 係 法 令 等	略 称
1	平28府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号通知 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」別紙6	留意事項通知 別紙6
2	平成26年八王子市条例第36号 八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	市認可条例

目 次

I 地域区分等	-----	1		V 乗除調整部分	-----	16
1. 地域区分 (①)	-----	1	1. 定員を恒常的に超過する場合 (⑱)	-----	16	
2. 定員区分 (②)	-----	1				
3. 認定区分 (③)	-----	1	VI 特定加算部分	-----	18	
4. 年齢区分 (④)	-----	1	1. 冷暖房費加算 (⑲)	-----	18	
5. 保育必要量区分 (⑤)	-----	1	2. 施設機能強化推進費加算 (⑳)	-----	18	
			3. 栄養管理加算 (㉑)	-----	20	
II 基本部分	-----	2	4. 第三者評価受審加算 (㉒)	-----	21	
1. 基本分単価 (⑥)	-----	2				
III 基本加算部分	-----	4				
1. 処遇改善等加算 (⑦)	-----	4				
2. 所長設置加算 (⑧)	-----	4				
3. 保育士比率向上加算 (⑨)	-----	6				
4. 障害児保育加算 (⑩)	-----	7				
5. 休日保育加算 (⑪)	-----	8				
6. 夜間保育加算 (⑫)	-----	10				
7. 減価償却費加算 (⑬)	-----	11				
8. 賃借料加算 (⑭)	-----	13				
IV 加減調整部分	-----	14				
1. 連携施設を設定していない場合 (⑮)	-----	14				
2. 食事の提供について自園調理又は連携施設 等からの搬入以外の方法による場合 (⑯)	-----	14				
3. 常態的に土曜日に閉所する場合 (⑰)	-----	15				

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
I 地域区分等 1. 地域区分 (①)	利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた平28府告示119別表第一による区分(15/100)を適用する。	地区区分は適正か。	留意事項通知別紙6 I 1 平28府告示119	適正な地区区分が適用されていない。	C
2. 定員区分 (②)	利用する施設の利用定員の総和に応じた区分を適用する。	定員区分は適正か。	留意事項通知別紙6 I 2	利用定員の総和に応じた区分が適用されていない。	C
3. 認定区分 (③)	利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。	認定区分は適正か。	留意事項通知別紙6 I 3	適正な認定区分が適用されていない。	C
4. 年齢区分 (④)	利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。 なお、年齢区分が年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価(⑥)、処遇改善等加算(⑦)、保育士比率向上加算(⑨)、障害児保育加算(⑩)及び夜間保育加算(⑫)の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。	年齢区分は適正か。	留意事項通知別紙6 I 4	利用子どもの満年齢に応じた区分が適用されていない。	C
5. 保育必要量区分 (⑤)	利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。	保育必要量区分は適正か。	留意事項通知別紙6 I 5	利用子どもの保育必要量に応じた区分が適用されていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
II 基本部分 1. 基本分単価 (⑥)	<p>(1) 額の算定            地域区分 (①)、定員区分 (②)、認定区分 (③)、年齢区分 (④)、保育必要量区分 (⑤) (以下「地域区分等」という。) に応じて定められた額とする。</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成            基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。</p> <p>(ア) 保育従事者 (※)            基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。            また、これとは別に非常勤の保育従事者 (小規模保育事業 A 型にあっては保育士) が配置されていること。</p> <p>i 年齢別配置基準 (※)</p> <p>a 小規模保育事業 A 型            1、2 歳児 6 人につき 1 人、乳児 3 人につき 1 人、左記に加えて 1 人            上記はすべて保育士であること。            (注 1) ここでいう「1、2 歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。            (注 2) 確認に当たっては以下の算式によること。            &lt;算式&gt;  <math>\{1、2 歳児数 \times 1/6 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1 = \text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)}</math></p> <p>b 小規模保育事業 B 型            1、2 歳児 6 人につき 1 人、乳児 3 人につき 1 人、左記に加えて 1 人            上記のうち、6 / 10 以上は保育士であること。            (注 1) ここでいう「1、2 歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。            (注 2) 確認に当たっては以下の算式 1 (保育従事者数)、算式 2 (保育士数) によること。            &lt;算式 1 &gt;  <math>\{1、2 歳児数 \times 1/6 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1 = \text{配置基準上保育従事者数 (小数点以下四捨五入)}</math>            &lt;算式 2 &gt;  <math>\text{配置基準上保育従事者数} \times 6/10 = \text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)}</math></p>	<p>基本分単価は適正か。</p> <p>基本分単価に含まれる職員構成において、必要な保育士が充足されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙 6            II 1. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 6            II 1. (2)</p>	<p>基本分単価について、地域区分等に応じて定められた額が適用されていない。</p> <p>基本分単価に含まれる職員構成において、必要な保育士が充足されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>ii その他（※）</p> <p>a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人（小規模保育事業A型にあつては保育士）</p> <p>b 上記iの保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間2日分の費用を算定（注）</p> <p>（注）当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。</p> <p>（※）小規模保育事業A型における保育士には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第29条第3項並びに附則第7条及び第8条に基づいて都道府県が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。</p> <p>（※）小規模保育事業B型における保育士には、家庭的保育事業等設備運営基準第31条第3項並びに附則第7条及び第8条に基づいて都道府県が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。</p> <p>（イ）その他</p> <p>i 非常勤調理員等（注）</p> <p>（注）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>ii 非常勤事務職員（注）</p> <p>（注）管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>iii 嘱託医・嘱託歯科医</p> <p>（3）連携施設経費</p> <p>基本分単価には、八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第7条に定める連携施設に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、IVの1による調整が行われること。</p>	<p>条例第7条に定める連携施設に係る経費が算定され、連携施設を設定していない事業所については、IVの1による調整を行っているか。</p>	<p>留意事項通知別紙6 II 1. (3) 市認可条例第7条</p>	<p>連携施設に係る経費の算定・調整が行われていない。</p>	<p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
Ⅲ 基本加算部分					
1. 処遇改善等加算 (⑦)	<p>(1) 加算の要件及び加算の認定 加算の要件及び加算の認定は「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平27府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号通知。(2)において「平27府政共生第349号等通知」という。)、 「『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の取り扱いについて」(平27事務連絡)及び「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」(平28事務連絡)に定めるところによる。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、平27府政共生第349号等通知に定めるところにより認定した加算率×100 を乗じて得た額とする。</p>	<p>処遇改善費加算は基準に適合しているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙6 Ⅲ 1. (1) 平27府政共生第349号 平27事務連絡 平28事務連絡</p> <p>留意事項通知別紙6 Ⅲ 1. (2)</p>	<p>処遇改善等加算が基準に適合していない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
2. 管理者設置加算 (⑧)	<p>(1) 加算の要件 管理者を配置する事業所に加算する。なお、管理者を配置しているか否かの認定は、おおむね次の基準によること。 (ア) その管理者が児童福祉事業等に2年以上従事した者(注1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(注2)で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある場合に限る。</p> <p>(注1) 児童福祉事業等に従事した者の例示 児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等</p> <p>(注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示 公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等</p> <p>(イ) したがって事業所において、2以上の事業所若しくは他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用しないこと。</p>	<p>管理者設置加算は基準に適合しているか。</p>	<p>留意事項通知別紙6 Ⅲ 2. (1)</p>	<p>管理者設置加算が基準に適合していない。</p>	<p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(2) 加算の認定  (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、管理者となる者の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等）を徴して（1）の要件への適合状況を確認すること。</p> <p>(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定  加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p>	<p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知  別紙6  Ⅲ2.(3)</p>	<p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p>







項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5. 休日保育加算 (㊸)	<p>(1) 1) 加算の要件            日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）において、以下の要件を満たして、保育を実施する事業所に加算する。</p> <p>(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する事業所を市町村が指定して実施すること。            (イ) 八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項（A型）又は第31条第2項（B型）の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。            (ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。            (エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。</p> <p>(2) 加算の認定            (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、休日等における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図、(3)の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等）を徴して確認すること。</p> <p>(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p>	休日保育加算は基準に適合しているか。	留意事項通知別紙6 III 5.(1) 市認可条例第29条、第31条	休日保育加算が基準に適合していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(3) 加算額の算定  加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数（以下、「休日延べ利用子ども数」という。）に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該事業所における各月初日の利用子ども数（休日等に保育を利用しない子どもを含む。）で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）</p> <p>(ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる事業所（以下、「休日保育対象事業所」という。）から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。</p> <p>(イ) 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象事業所を利用する休日保育対象事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。</p> <p>(ウ) 認定された休日延べ利用子ども数は、(2)の(イ)により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。</p>	<p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知 別紙6 Ⅲ5.(3)</p>	<p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p>
	<p>(4) 実績の報告等  本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。</p>	<p>休日保育加算実績報告書を市に提出しているか。</p>	<p>留意事項通知 別紙6 Ⅲ5.(4)</p>	<p>休日保育加算実績報告書を市に提出していない。</p>	<p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6. 夜間保育加算 (⑫)	<p>(1) 加算の要件 以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する事業所に加算する。</p> <p>(ア) 設置経営主体 夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。</p> <p>(イ) 事業所 夜間保育のみを行う夜間保育専門の事業所であること。</p> <p>(ウ) 職員 管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。</p> <p>(エ) 設備及び備品 仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。</p> <p>(オ) 開所時間 開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、夜間における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p>	<p>夜間保育加算は基準に適合しているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙6 Ⅲ 6.(1)</p> <p>留意事項通知別紙6 Ⅲ 6.(3)</p>	<p>夜間保育加算が基準に適合していない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
7. 減価償却費加算 (13)	<p>(1) 加算の要件 以下の要件全てに該当する事業所に加算する。</p> <p>(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること。(注1)</p> <p>(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること。</p> <p>(ウ) 建物の整備・改修に当たって、改修費等(以下「改修費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと。(注2)</p> <p>(エ) 賃借料加算 (14) の対象となっていないこと。</p> <p>(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。</p> <p>(注2) 改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。</p> <p>① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合</p> <p>② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。</p> <p>③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。</p>	減価償却費加算は基準に適合しているか。	留意事項通知別紙6 Ⅲ 7.(1)	減価償却費加算が基準に適合していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価															
	<p>(2) 加算の認定            (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。</p> <p>(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定            加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="327 935 1370 1201"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>都 道 府 県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域</td> <td>標準 都市部</td> <td>青森県 岩手県 福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 沖縄県</td> </tr> <tr> <td>B地域</td> <td>標準 都市部</td> <td>北海道 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県 静岡県 三重県 京都府 大阪府 奈良県 鳥取県 広島県 熊本県 鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>C地域</td> <td>標準 都市部</td> <td>栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 福井県 愛知県 滋賀県 兵庫県 和歌山県 島根県 岡山県 山口県 香川県 高知県 佐賀県 長崎県 宮崎県</td> </tr> <tr> <td>D地域</td> <td>標準 都市部</td> <td>徳島県 愛媛県 福岡県 大分県</td> </tr> </tbody> </table> <p>*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。</p>	区 分		都 道 府 県	A地域	標準 都市部	青森県 岩手県 福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 沖縄県	B地域	標準 都市部	北海道 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県 静岡県 三重県 京都府 大阪府 奈良県 鳥取県 広島県 熊本県 鹿児島県	C地域	標準 都市部	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 福井県 愛知県 滋賀県 兵庫県 和歌山県 島根県 岡山県 山口県 香川県 高知県 佐賀県 長崎県 宮崎県	D地域	標準 都市部	徳島県 愛媛県 福岡県 大分県	<p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙6 III 7.(3)</p>	<p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p>
区 分		都 道 府 県																		
A地域	標準 都市部	青森県 岩手県 福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 沖縄県																		
B地域	標準 都市部	北海道 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県 静岡県 三重県 京都府 大阪府 奈良県 鳥取県 広島県 熊本県 鹿児島県																		
C地域	標準 都市部	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 福井県 愛知県 滋賀県 兵庫県 和歌山県 島根県 岡山県 山口県 香川県 高知県 佐賀県 長崎県 宮崎県																		
D地域	標準 都市部	徳島県 愛媛県 福岡県 大分県																		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価																			
8. 賃借料加算 (14)	<p>(1) 加算の要件            以下の要件全てに該当する事業所に加算する。            (ア) 小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること。(注)            (イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること。</p> <p>(ウ) 賃借料の国庫補助を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと。            (エ) 減価償却費加算 (13) の対象となっていないこと。            (注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。</p> <p>(2) 加算の認定            (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を徴して確認すること。            (イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定            加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。</p>	<p>賃借料加算は基準に適合しているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知            別紙6            III 8. (1)</p> <p>留意事項通知            別紙6            III 8. (3)</p>	<p>賃借料加算が基準に適合していない。</p> <p>調整額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>都 道 府 県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		都 道 府 県	A地域	標準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	都市部	B地域	標準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	都市部	C地域	標準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県	都市部	D地域	標準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	都市部
区 分		都 道 府 県																						
A地域	標準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県																						
	都市部																							
B地域	標準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県																						
	都市部																							
C地域	標準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県																						
	都市部																							
D地域	標準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県																						
	都市部																							
<p>*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。</p>																								







項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
V 乗除調整部分 1. 定員を恒常的に超過する場合 (18)	<p>(1) 調整の適用を受ける事業所の要件            次の(ア)又は(イ)に該当する事業所に適用する。            (ア) 直前の連続する5年度間(注1)常に利用定員を超過しており(注2)、かつ、各年度の年間平均在所率(注3)が120%以上の状態にある事業所に適用する。            なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。            また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。            なお、小規模保育事業は定員19人以下の事業であるが、(イ)に該当する地域に所在する事業所を除き、定員を超過して22人までの受け入れが可能であること。</p> <p>(注1) 直前の連続する5年度間の起算点            確認(子ども・子育て支援法附則第7条によるみなし確認を含む。)の効力が発生する年度を起算点とする。</p> <p>(注2) 利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項            利用定員を超過して受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。</p> <p>(注3) 年間平均在所率            当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。</p> <p>(イ) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に定める離島その他の地域に所在する定員19人を超過して子どもを受け入れる事業所に適用する。</p>	定員を恒常的に超過する場合に乗除調整されているか。	留意事項通知 別紙6 V 1.(1)	定員を恒常的に超過する場合に乗除調整されていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(2) 調整の適用を受ける事業所の認定  (ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が事業所の利用状況を確認のうえ行うこととする。</p> <p>(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法  (ア) （1）の（ア）に該当する事業所  本調整措置が適用される事業所における基本分単価（⑥）から常態的に土曜日に閉所する場合（⑰）の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）</p> <p>(イ) （1）の（イ）に該当する事業所  本調整措置が適用される事業所における基本分単価（⑥）から常態的に土曜日に閉所する場合（⑰）の額については、それぞれの額の総和に地域区分等及び各月初日の利用子ども数に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）</p>	<p>調整額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙6  V 1. (3)</p>	<p>調整額が適正でない。</p>	<p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価										
VI 特定加算部分 1. 冷暖房費加算 (19)	(1) 加算の要件 全ての事業所に加算する。  (2) 加算額の算定 加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。  <table border="1" data-bbox="320 405 1236 619"> <tr> <td>一級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>二級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>三級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>四級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>上記以外の地域をいう。</td> </tr> </table>	一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。	二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。	三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。	四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。	その他地域	上記以外の地域をいう。	加算額は適正か。	留意事項通知 別紙 6 VI 1. (1)  留意事項通知 別紙 6 VI 1. (2)	加算額が適正でない。	C
一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。														
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。														
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。														
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。														
その他地域	上記以外の地域をいう。														
2. 施設機能強化推進費加算 (20)	(1) 加算の要件 事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組(注1・注2・注3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。  i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）  ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。	施設機能強化推進費加算は基準に適合しているか。	留意事項通知 別紙 6 VI 4. (1)	施設機能強化推進費加算が基準に適合していない。	C										

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)</p> <p>v 障害児(軽度障害児を含む。)(注4)が1人以上利用している施設(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)</p> <p>(注1) 取組の実施方法の例示</p> <p>i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。</p> <p>ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</p> <p>(注2) 取組に必要な経費の額 取組に必要な経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。</p> <p>(注3) 支出対象経費 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)</p> <p>(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>(4) 実績の報告等 本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。 なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。</p>	<p>加算額は適正か。</p> <p>施設機能強化推進費加算実績報告書を市に提出しているか。</p>	<p>留意事項通知別紙6 VI4.(3)</p> <p>留意事項通知別紙6 VI4.(4)</p>	<p>加算額が適正でない。</p> <p>施設機能強化推進費加算実績報告書を市に提出していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>



